

令和2年4月22日

保護者様

桜川市長 大塚 秀喜
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育施設利用の自粛のお願い
及び利用者負担（保育料）の軽減措置について

日頃から、桜川市保育行政に御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、4月16日付で政府が新型コロナウイルス対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出しました。これを受け、桜川市においても感染拡大を防止するため、家庭での保育が可能な保護者様に置かれましては、下記のとおり保育施設利用の自粛をお願いさせて頂くこととしました。

今回の自粛につきましても強制ではなく、もし家庭での保育が可能な日がある場合について御対応をお願いするものとなります。保護者の皆様にはご負担をお掛けしますが、感染拡大を防ぎ、皆様の生命を守る観点から、何卒、御理解と御協力のほどお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、当該通知についても地域の流行状況等に応じて変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

記

1 自粛要請期間

令和2年4月22日（水）～令和2年5月6日（水）

※今後、学校の臨時休業期間が延長された場合は同様とします。

2 対象施設

市内の公立・私立認可保育施設

（保育所、保育園、認定こども園（2・3号認定）、小規模保育施設）

※1号認定については、就労の方のみの利用とさせていただきます。

3 利用者負担（保育料）の取り扱い

登園自粛日数により日割り計算となります。詳細は別紙「新型コロナウイルス感染症対策による登園自粛について〔報告書及び、保育料軽減措置の適用申請書〕」をご覧ください。

※日割り計算の適用範囲：令和2年4月9日（木）～令和2年5月6日（水）

※0歳児から2歳児までのお子様の利用者負担（保育料）が対象となります。

4 給食費（主食費及び副食費）の取り扱い

詳細は各施設にて検討頂いています。決定次第、改めてご案内いたします。

※3歳児以上のお子様を対象となります。

5 お休みになる場合

現在利用している施設に御連絡ください。施設のスムーズな保育運営に御協力をお願いします。

6 家庭保育中の欠席の取り扱い

通常1ヶ月を超えて、保育所（園）、認定こども園等へ登園しない場合は退園となりますが、自粛要請期間中の欠席は対象としません。

問い合わせ先

桜川市役所 児童福祉課

TEL：0296-75-3156（直通）